

Q9 行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？

A9 主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q10 介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？

A10 介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q11 スタンプ管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？

A11 スタンプ管理責任者又は副責任者を務めていただいているという理由ではポイント付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

● スタンプの管理・押印に関すること

Q1 団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？

A1 高齢者が活動している姿を実際に確認し、当日スタンプを押印していただくことが基本となります。しかしながら、例えば、町内会として実施する児童の登下校の見守り活動を各人が離れた場所で実施するため、実績確認が難しいというケースも想定されます。こうした場合は、あらかじめ、見守りの当番表を作成しておき、後日、活動団体の会合や個別に活動内容の報告を求めることなどをもって、実績確認とすることもできます。

Q2 ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？

A2 活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。高齢者がポイント手帳を持参し忘れた場合には、例えば、活動団体が活動日誌やその高齢者の活動実績をメモとして残しておき、後日、それを基にスタンプを押すという方法が考えられます。

Q3 後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？

A3 押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。

Q4 スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？

A4 再交付の届出を行っていただきますが、本市において、紛失された状況等を確認させていただいた上で再交付の決定を行いますので、まずは高齢福祉課までご連絡ください。

なお、適正な管理が行われず、スタンプを紛失された場合には、活動団体としての登録を取り消す場合があります。

活動団体の方へ

以下のとおり、「スタンプの押印方法」と「よくあるご質問」をまとめました。スタンプが届いたら、まずは同封のご案内と併せてご確認ください。
適正なスタンプ押印へのご協力をお願いします。

スタンプの押印方法

手順1 ページの色をご確認ください。活動内容に応じて、スタンプを押すページが異なります。

1ポイント

健康づくり・
介護予防活動

黄色

2ポイント

健康診査・
がん検診等

緑色

2ポイント

一般的な
ボランティア活動

桃色

4ポイント

特定の
ボランティア活動

水色

手順2 押印欄をご確認ください。一人の高齢者が、1日に押してもらえるスタンプの数には上限があります。

スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、1日につき1回まで(同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能)です。

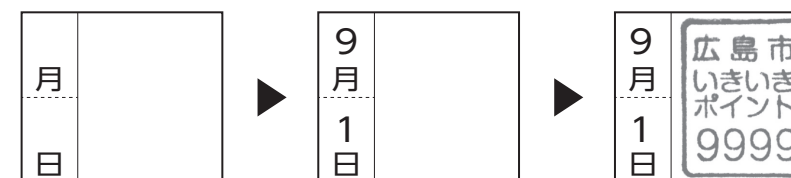
- ①健康づくり・介護予防活動(1ポイント対象)
- ②一般的なボランティア活動(2ポイント対象)
- ③特定のボランティア活動(4ポイント対象)

スタンプを押す際には、そのページに、同じ日付でスタンプが押されていないか(同日、その活動が既に実施されていないか)、確認するようにしてください。なお、*健康診査やがん検診等の受診(2ポイント対象)については、1日の回数の上限はありません。

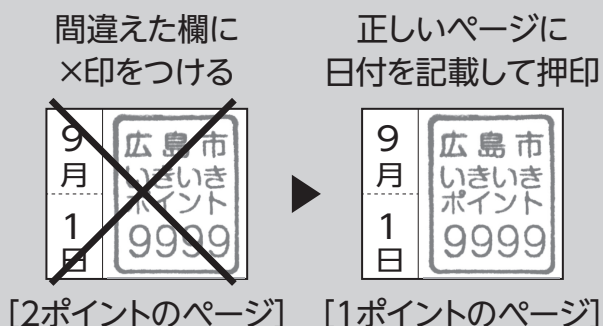
*健(検)診等の受診については、医療機関が押印します。

手順3

マス目に合わせて活動日を記載し、スタンプを押してください。(スタンプを事後押印する場合も、押印日ではなく、活動日を記載)



押印するページを間違えた場合は



お問合せ先

広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター 082-512-0290

よくあるご質問

● 制度に関すること

Q1 この事業の目的は何ですか？

A1 この事業は、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動や地域の支え手となる活動(ボランティア活動)を行った実績に基づいて支援を行うことにより、的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的としています。

Q2 なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？

A2 社会参加を幅広く奨励するため、対象となる活動には一律で1ポイントを付与した上で、さらなる波及効果を伴う活動にはポイントを加算することとしているため、活動内容によってポイント数に差が生じています。

特に、地域福祉におけるボランティアによる支え手の確保が急務であることから、現在、この支え手確保への貢献度が客観的に明確な保育・介護人材の確保や介護予防・日常生活支援総合事業の支え手としての活動には3ポイントを加算して4ポイントとし、それ以外のボランティア活動には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

また、自らのためのものであっても、より介護給付費や医療費の適正化に役立つと思われる健康診査などの受診には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

Q3 この事業で、どのような効果を期待しているのですか？

A3 高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果が期待でき、高齢者の生きがいづくり、健康増進、介護予防の推進、地域での支え合い活動の担い手の充実が図られるとともに、介護給付費や医療費の一層の適正化につながると考えています。

また、町内会や老人クラブ、女性会といった地域団体の活動の活性化や充実につながり、ひいては、地域コミュニティの再生にも寄与することが期待されます。

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

Q1 ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？

A1 活動時間数に決まりはありません。短い活動時間であっても、各団体において、高齢者がポイント付与の対象となる活動を行った実績を確認したのであれば、ポイントを付与することができます。

ただし、ポイント目的で意図的に活動の最初だけ、あるいは終了間際に参加したと考えられるような場合には、ポイントを付与していただく必要はありません。

Q2 交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？

A2 交通費や昼食代など実費程度の謝金を受け取る場合に限り、有償ボランティアも、ポイント付与の対象になります。

なお、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は対象になりません。

Q3 ○○活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打合せなどもポイント付与の対象になりますか？

A3 原則として、準備や打合せはポイント付与の対象になりません。ただし、活動のための会場設営など実際に作業を伴うもので、本番同様準備にも多くの労力を要し、かつ、その準備なしでは本番が迎えられないような場合には、実績確認ができることを条件に、例外的にポイント付与の対象となります。

Q4 町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？

A4 町内会の行事にボランティアとして参加する場合や、健康づくりの一環として参加する場合がありますが、ポイント付与には、実績確認が必要です。さらに、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」への参加として1ポイントを付与するためには、町内会として対象となる活動を月1回以上実施することが必要になります。

とんどや盆踊り等の祭り、運動会、バザーなど不特定多数の者が参加し、自由に入り出ることができるような活動については、実績確認が困難なケースが多いと思いますが、適切に実績確認ができるのであれば、ポイント付与の対象となります。

なお、これらの活動は年に1度しかないということが多く、月に1回以上の実施という要件に該当しませんが、他の行事(運動会やもちつき大会など)と併せて何らかの行事が月に1回以上行われているということであれば、ポイント付与の対象となります。

Q5 町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？

A5 活動団体として登録していただいた町内会であっても、その役員に就任したという理由ではポイントは付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

Q6 町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？

A6 町内会に限らず、団体で行われる定例的な打合せや会合などへの出席は、直接的な支援活動ではなく、団体を運営する上で必要な活動であるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q7 サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？

A7 世話人とは、サロンで机を並べたり、食事の準備やゲームの段取りを行うなど、サロン活動を行うための準備や参加者のお世話をする人のことです。スタンプを押印するだけでは、世話人に該当しません(スタンプを押印するだけで2ポイントがもらえるということはありません)。

Q8 近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？

A8 健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所や連絡先の公表や、参加を希望する高齢者を広く受け入れることが必要です。一部の人のみに対象が限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。